

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から40年12月まで
: ② 昭和41年1月から50年3月まで

昭和39年6月から40年12月まで（申立期間①）及び41年1月から50年3月まで（申立期間②）の国民年金加入記録と保険料納付記録がないということに納得がいかない。

結婚前の国民年金加入手続と申立期間①の保険料納付は母親が行っていたと思う。結婚後は夫の年金で十分と思い最初は国民年金に任意加入しなかったが、のちに友達と話しているうちに自分の年金も気になり、昭和50年4月18日に任意加入した。特例納付の案内と納付書が送られてきたので、申立期間②の保険料（10万円弱）を第2回目の特例納付で納めた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚前は母親が申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているところ、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、このように納付意識の高い母親が申立人の保険料のみ未納のままにしておくのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月5日に払い出されていることが確認でき、申立期間は現年度納付が可能である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は強制加入期間である昭和39年6月に国民年金の被保険者資格を喪失しているが、申立人に厚生年金保険の加入記録が無いことため喪失する合理的な理由が見当たらないなど、行政側の記録管理に不備が認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は昭和 50 年 4 月に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料 10 万円弱を第 2 回の特例納付で納付したと主張しているが、申立期間は任意加入期間中の未加入期間であり、特例納付はできない。
また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年6月まで
② 昭和47年10月から53年3月まで

申立期間①当時はA県B区で、それ以後はC区でそれぞれ寿司屋に勤務し、国民年金保険料を納付していた。昭和49年6月に旧D村（現E市）に転居してからは、自分で寿司店を営み、私が車を運転して役場に行き、納付書により夫婦の保険料を納付していた。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間が3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後は納付済みであり、当時の申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は申立期間に係る保険料の領収印のない領収証書を長年所持しており、銀行が領収印を押し忘れた可能性も否定できない。

加えて、E市役所の国民年金被保険者名簿の納付記録と社会保険事務所の納付記録が一致していないなど、行政側の記録管理に不備がみられる。

2 申立期間②について、社会保険事務所の申立人の国民年金被保険者台帳に、「変更年月日 49. 6. 10、旧管轄事務所 A 県 F 課、移管年月日 53. 7. 3」との記載が確認できることから、昭和53年7月ころに社会保険事務所間の移管手続きが行われたものと推認でき、申立期間においては、申立人に対して国民年金保険料の納付書が送付されなかったことがうかがえる上、申立人は転居に伴う国民年金住所変更手続き及びその後の保険料納付の記憶も曖昧である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立人に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 21 日から 37 年 10 月 11 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 2 日から同年 6 月 13 日まで
④ 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 7 月 26 日まで

A事業所(申立期間①)、B事業所(申立期間②)、C事業所(申立期間③)及び株式会社D社(申立期間④)の厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、社会保険業務センターから当該期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。申立期間について脱退手当金を受給した記憶は無いので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社D社の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち脱退手当金の受給資格者は15名であるが、そのうち脱退手当金の受給者は1名のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金は、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の被保険者期間13か月についてはその計算の基礎とされず未請求となっているところ、申立人は、この期間について、当時は給与明細書により厚生年金保険に加入していることを理解していたとしており、請求時に失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたとする日の約9か月後に、申立事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者となったことが確認でき、年金を受給しようと考えていたとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月30日から同年2月1日まで

昭和39年4月16日から62年6月26日までB社の関連会社に継続して勤務しており、転勤・出向はあったものの途中一日として空白期間は無い。申立期間はA社に勤務し、同社から同じビル内にあるC社D支店に転勤した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録、事業主からの照会回答書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに履行が確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月29日から同年4月1日まで

私は昭和32年4月1日までA社に勤務していたが、厚生年金の加入記録が29年6月1日から32年3月29日までとなっており、1か月欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、昭和27年4月27日から29年6月1日までの期間及び32年4月1日から43年5月1日までの期間について、申立人がB社における厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから、当時の事務担当者等の証言から、A社とB社が関連会社であると推認できることから、申立人がA社に申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年10月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月18日から同年4月18日まで
② 昭和48年9月16日から同年10月17日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和44年3月18日から同年4月18までの厚生年金保険の加入記録が無い。同じ会社内で異動しただけであり、記録が1か月欠落するのは納得できない。

また、B社に入社したのは昭和48年9月16日であるが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年10月17日になっていた。勤務していた全期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の人事記録及び雇用保険被保険者記録から、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、B社の社員名簿の記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所における雇用保険被保険者の資格取得日及び厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載されている資格取得日は、いずれも昭和48年10月17日となっており、当該事業所からは申立人が主張しているとおりの届出を行っていないとの回答を受けている。

また、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から54年3月まで

学生期間は、国民年金に加入していなかったが、母親が卒業後の昭和54年4月に、A市B役場（現在は、B連絡所）において、加入の手続きを行い、その際に同年4月から55年3月までの国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料も一括で納付した。

今回、年金記録を確認したところ、昭和54年4月から55年3月までの保険料は納付済みとなっているが、一括して納付した51年8月から54年3月までの32か月の納付記録が無いことは、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、事実、社会保険庁の記録により、54年4月に加入したことが確認できるものの、申立人は申立期間当時、昼間部の大学生であったことから任意加入期間であり、制度上、過年度納付及び特例納付によって保険料を納付することはできない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付したとする母親も、納付場所と納付時期の記憶はあるものの納付金額の記憶が無く、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

さらに、氏名検索等によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から53年5月まで
② 昭和53年6月から56年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

私が20歳になったので、母がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料は、申立期間①当時は、親が市役所で納付し、申立期間②当時は、前妻あるいは同居者がB区役所の支所などで納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親及び元妻などからも証言が得られないため、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月ころにB区役所で払い出されていることが確認できるとともに、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から53年3月まで

申立期間当初は、A県B区に居住し、夫が国民年金に加入し保険料を納付していた。昭和49年6月にC村に転居してからは、夫婦の国民年金保険料は、夫が車を運転してC村役場に行き、納付書により納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の申立人の国民年金被保険者台帳に、「変更年月日 49. 6. 10、旧管轄事務所 A 1、移管年月日 53. 6. 30」との記載が確認できることから、昭和53年6月ころに社会保険事務所間の移管手続きが行われたものと推認でき、申立期間当時、申立人に対して国民年金保険料の納付書が送付されなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、転居に伴う国民年金住所変更手続き及びその後の保険料納付の記憶も曖昧であり、一緒に納付したとする夫も未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から49年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を妻の保険料と一緒に3か月に一度、町内の集金人に納めていた。市からは、国民年金手帳の保管証と送付書の案内があった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年8月31日に払い出されていることが確認できることから、この時点では申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人には保険料をまとめて納付した記憶も無い。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに申立期間における保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から56年11月まで

昭和47年12月に信用金庫を退職する際、当時の担当者に国民年金に加入するよう勧められ、48年1月ころA市役所で任意加入の手続を行った。昭和51年2月にはB市に転居したがここでも保険料を納付しており、また56年1月にC市に転居した時、A市でもらった年金手帳を持って市役所で任意加入の手続を行った記憶があるので、申立期間が未加入であるのは納付できない。昭和48年1月に1,650円、同年5月に1年分7,650円の保険料をA市役所で納付し、以後納付書によって市役所で定期的に納めたり、1年分を前納したりしていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を市役所で定期的に納めたり、1年分を前納したりしていたとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和56年7月1日以降であることが推認できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない上、申立人が申立期間に居住したA市、B市及びC市において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、氏名検索によっても別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人は、A市及びB市では納付書によって市役所国民年金担当窓口で納付していたとしているが、いずれの市からも国民年金担当窓口では保険料収納事務を行っていないとの回答があるなど、申立内容に不自然な点がみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に国民年金に加

入し保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和37年4月から45年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらったが納得できない。

私自身も市役所から依頼され、2～3年の間、町内の国民年金保険料の集金事務を担当したことがあり、その際、市役所の窓口職員から国民年金に加入してさかのぼって納付した方がよいと言われ、何回かに分割して納めた記憶がある。また、申立期間は町内集金により保険料を納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日(昭和49年7月31日)からみると、申立期間は時効により特例納付以外の方法では保険料納付ができない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した記憶が明確でないとしており、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらない。

また、申立人は申立期間においては国民年金保険料を町内集金により納付していたと申し立てているところ、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には申立期間後の昭和49年9月に転居した住所のみが記載されている。

さらに、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

昭和59年3月にA町立B小学校を退職しC区へ移転した際、C区役所の国民年金担当窓口の職員(女性)から、昭和56年から57年までの国民年金が未納であることを指摘されるとともに、「今ならさかのぼって納められる」と強く勧められたので、未納分の保険料をその場で現金で支払った。領収書はもらわなかったが、その職員から「これで大丈夫ですよ」と言われたので未納は無くなったと安心した。

平成19年の秋にインターネットで自分の国民年金保険料納付記録を調べたところ、申立期間が未納であることがわかった。未納は無いと安心していたので、未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録により、昭和59年5月18日に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、氏名検索によっても、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間において保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、他に保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月15日から36年4月1日まで
A社には昭和28年7月に入社後、36年4月1日にB社に勤務するまでずっと勤めており、給与から確かに厚生年金保険料が引かれていた記憶がある。
給料明細等は残っていないが、当時病気になり被保険者証をずっと使っていた。また、失業保険にも入っていたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は、昭和29年1月15日付けで申立人を含む従業員全員が被保険者資格を喪失し、適用事業所でなくなった処理が行われているが、元同僚の証言から、申立人は同日以降も継続して勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、当該事業所に勤務していた申立期間を含む一時期、体調不良により医療機関の診察を受ける必要があり、実際には勤務していないC社に在籍する形をとって、健康保険被保険者証を受け取ったと主張しているところ、事実、同社の被保険者名簿から、申立人は昭和30年6月5日に健康保険被保険者資格を取得し、31年10月以降に当該資格取得が取り消されていることが確認できる。これは、厚生年金保険法上、被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、適用事業所に使用されていない者はそもそも被保険者となることができないことから、資格取得自体が無効と解されたために、取り消されたものと考えられる。したがって、申立人の主張から判断すると、被保険者資格の取得は無効であり、その取消しを行った社会保険事務所の事務処理は適法で、正当であると認められる。

また、申立人は他社から被保険者証が発行されたと主張しているが、このことは、少なくとも当該被保険者証が発行された期間においてA社が厚生年金保

険に加入していなかったことを申立人が認識していたと推認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立てに係る事実が確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 4 日から 40 年 7 月 25 日まで

昭和 29 年 2 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの株式会社 A 社での期間及び昭和 38 年 1 月 4 日から 40 年 7 月 25 日までの株式会社 B 社での期間について照会したところ、この期間については脱退手当金を支給しているため、年金額の計算には算入されない旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間について、当時、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 10 月 14 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 8 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、A社という旅館に、昭和 56 年 5 月 8 日から 62 年 9 月 13 日までルーム係（女中）として勤務していた。女中は当時 100 人位いた。A社では同じ名前の方がいたのでBと名乗っていた。給料は月給制ではなく奉仕料制（売上制）だったのでチップも含め記録を残している。給料明細はもらわず全員分の明細が表になったものを見せてもらい、ノートに転記した。給料からは保険料も含め 1 万 7 千円くらい引かれていた。添付のノートからもわかるように間違いなく勤めていた。厚生年金・健康保険の保険料も当初から納めていたので、年金加入記録が一部ないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記録したノートから、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該ノートには給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証する記載は無く、給与明細書等の資料もない上、事業主は、申立人について申立てどおりの届出を行ったかは不明であるとしている。

また、当該事業所の支配人は、接待係については勤務の実績を確認した上で社会保険の加入を決めており、現在も厚生年金保険の未加入者がいると証言しており、事実、申立人と同じころに夫婦で入社した同僚は、夫については入社日から約 1 年 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、妻については当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い上、

当該事業所における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 24 日から 42 年 1 月 26 日まで
昭和 35 年 3 月 24 日から 42 年 1 月 26 日までの A 株式会社 B 工場での厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該期間については、脱退手当金を支給している旨の回答を受けた。
確認のため請求書の写しを要求したところ、保存期間を経過しているため残っていないとのことだったが、当時、脱退手当金を受給した記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 8 か月半後の昭和 42 年 10 月 16 日に支給決定されているが、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 31 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 9 月 11 日まで

独身の頃、A事業所（申立期間①）、B事業所（申立期間②）及びC事業所（申立期間③）の3つの事業所に勤務したが、これらの期間について年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無く、若い時期だったので、厚生年金保険を脱退する知識も無かった。申立期間について脱退手当金を受給したとは考えられないので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和47年3月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 26 日から 30 年 12 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 28 年 2 月から 30 年 12 月までの間勤務した A 株式会社での厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を支給済となっているが、自分は受け取った記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社における女性の脱退手当金受給資格者 34 名のうち、24 名が脱退手当金を受給していることが確認できる。当時は通算年金制度創設前である上、同社は、脱退手当金の請求手続を代行していたと回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給決定記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 31 年 2 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 10 日から 40 年 7 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 26 年 5 月から 40 年 7 月まで A 株式会社で勤務した期間について、既に脱退手当金が支給済であると回答を受けた。当時、脱退手当金については何の知識も無く、受け取った記憶も無いので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社における女性被保険者のうち脱退手当金の支給記録のある 9 名について確認したところ、厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月から 6 か月後の間に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうち 7 名は受給したことを認め、請求手続は同社が代行してくれたと証言している。

なお、同社は、当時、申立人を含め、脱退手当金を受給できる女性に対しては説明を行い、請求手続を代行していたと回答していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

昭和 36 年 4 月から株式会社A社で勤務した期間については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を社会保険事務所から受けた。退職の際、脱退手当金に関する話は一切無かったし、自分自身、請求も受給もしていない。納得いかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 9 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、株式会社A社の元事務担当者は、申立期間当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、代理請求の手続きを行っていたと証言しており、申立人についても事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 12 日から同年 11 月 6 日まで

A社での勤務は、事情があつてそれまで勤務していたB社から移らなければならなくなった。その際、社会保険関係の加入は同じ条件でとの約束だったので間違いなく厚生年金に加入していた。

昭和 43 年 8 月から同年 11 月まで厚生年金保険の被保険者であつたことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社（現C社）に在籍のままA社（現D社）の運転業務を行つていたと主張しているが、B社の人事記録から昭和 43 年 8 月 12 日に依願退職していることが確認できる。

また、A社は、当時の書類が無いため不明と回答している上、当時、当該事業所に勤務していた複数の者は申立人の記憶が無いとして証言を得ることができず、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、退職したB社の車を借りてA社ほかの運転業務を行い、その実績に応じた賃金の支払を受けていたと主張しているところ、B社は、個人償却制により申立てどおりの運転業務を行っていた者が数名いたが、いずれも社員ではなく厚生年金保険の加入はしなかったと回答しており、事実、申立期間中、申立人は国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年12月31日まで

私は、昭和22年4月1日から同年12月31日までA会に勤務し、23年1月1日からB組合に移籍して勤務した。C組合中央会の回答によりA会に勤務していたのは明白であり、同期に入会した同僚に厚生年金保険の加入記録があることから、私の記録は漏れていると思われるので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所の組織を継承したC組合中央会に提出した研修会の集合写真から、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者番号の払出しが確認できるB組合の前身であるA会の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠落も認められない。

また、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、C組合中央会は、申立期間の厚生年金保険に係る資料及び人事記録を保有しておらず、申立てに係る事実は不明と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月ころから 51 年 6 月 30 日まで
私は申立期間にA社に勤務していた。給与から厚生年金の保険料が控除されていたので厚生年金の加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立事業所は、昭和 49 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 10 月 1 日までは適用事業所ではないことが確認できるとともに、申立期間において、当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、当該事業所は休業しており、当時の事業主も他界しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月10日から24年9月25日まで
② 昭和25年5月25日から26年5月20日まで
③ 昭和27年7月20日から同年7月30日まで
④ 昭和27年8月3日から31年1月21日まで

厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、A事業所とB株式会社で勤務した期間については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金については請求した記憶も受け取った記憶も無いので、再調査の上、厚生年金支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社において、申立人と勤務期間が近接する女性被保険者90名のうち、46名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち照会することができた元同僚4名全員が事業所の代理請求により脱退手当金を受給したと証言している。

また、B株式会社の元事務職員は、申立期間当時、事業所による脱退手当金の代理請求を行っていたと証言しており、申立人についても、脱退手当金の代理請求の手続が行われたものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が確認でき、台帳上の支給額の計算は適正である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。